



長野労働局発表

(4-154)

令和5年3月3日

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 池上 仁
	補佐 田中正樹
	労働市場情報官 岡部 瑞穂
	電話 026-226-0865

最近の雇用情勢 (令和5年1月分)

長野労働局(局長 ^{おの} ^{でら} ^{きい} ^ち 小野寺 喜一)は、令和5年1月分の県内の雇用情勢をとりまとめました。

- 令和5年1月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.57 倍で、前月を 0.02 ポイント下回り、2ヶ月連続の低下となった。
- 有効求人数(季節調整値)は 49,571 人で前月に比べ 0.2%増加し、有効求職者数(同)は 31,648 人で前月に比べ 1.7%増加した。
- 新規求人倍率(季節調整値)は 2.55 倍となり、前月を 0.07 ポイント上回った。
- 1月の新規求人数(実数値)は 19,112 人となり、前年同月比で 1.1%増加した。
- 産業別(大分類)にみると、D建設業、E製造業、J金融業・保険業、O教育・学習支援業、Rサービス業(他に分類されないもの)で減少したが、それ以外の産業で増加した。
- 1月の新規求職者数(実数値)は 7,603 人となり、前年同月比で 0.4%減少した。
新規常用求職者(4,565人)のうち、「事業主都合離職者」は 431 人となり、前年同月比で 12.4%減少し、「自己都合離職者」は 1,773 人となり、前年同月比で 8.8%増加し、「在職者」は 2,024 人となり、前年同月比で 5.3%減少した。
- 1月の就職件数は 1,783 件となり、前年同月比で 11.8%減少した。
このうち常用就職件数は 931 件となり、前年同月比で 14.0%減少した。
パートタイム就職件数は 792 件となり、前年同月比で 10.0%減少した。

雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。

ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。

- (注)
- ・「有効求人倍率」とは、月間有効求人数(前月から当月へ繰り越された求人数と当月受理した求人数の合計)を月間有効求職者数(前月から当月へ繰り越された求職者数と当月受理した求職者数の合計)で割ったもの。
 - ・「新規求人倍率」とは、新規求人数(当月受理した求人数)を新規求職者数(当月受理した求職者数)で割ったもの。
 - ・ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数等が含まれている。

最近の雇用情勢

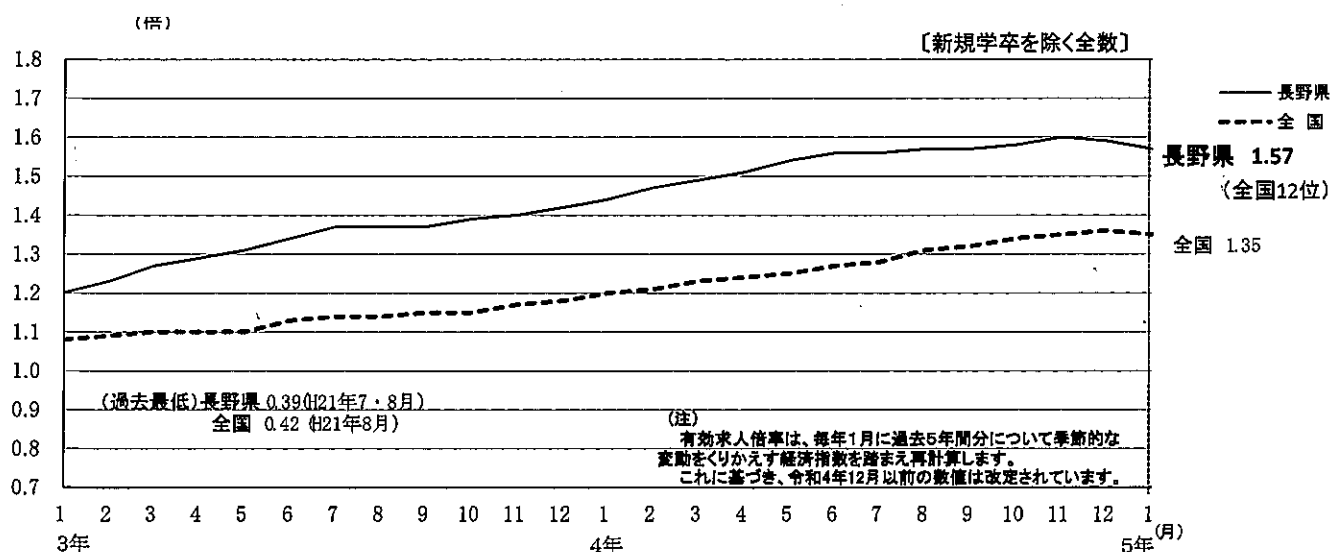
〔令和5年1月分〕

1 求人・求職の状況

① 有効求人倍率(季節調整値)の推移

令和5年1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.57倍となり、前月より0.02ポイント下回った。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
最近年	1.44	1.47	1.49	1.51	1.54	1.56	1.56	1.57	1.57	1.58	1.60	1.59	1.57
前年	1.20	1.23	1.27	1.29	1.31	1.34	1.37	1.37	1.37	1.39	1.40	1.42	1.44



※ 月間有効求人・求職(季節調整値)の推移

	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
月間有効 求人数	47,383	48,122	48,496	49,283	50,278	50,802	50,742	50,551	50,155	50,159	50,097	49,466	49,571
月間有効 求職者数	32,922	32,698	32,640	32,640	32,748	32,596	32,453	32,273	32,040	31,759	31,383	31,111	31,648

② 地域別有効求人倍率(実数値:以下同じ)

1月の有効求人倍率を地域別に見ると、すべての地域で前年同月を上回った。また、安定所別では、篠ノ井所、木曽福島所、諏訪所を除いて前年同月を上回った。

〔新規学卒を除く全数〕

地域別 (前年同月比 ポイント) 《前月》	北信 1.60 (0.07) 《1.64》				東信 1.70 (0.12) 《1.74》		中信 1.71 (0.27) 《1.76》			南信 1.58 (0.03) 《1.67》		
	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曽福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.55	1.43	2.02	1.78	1.68	1.71	1.73	1.50	1.68	1.60	1.67	1.52
《前月》	《1.60》	《1.47》	《1.97》	《1.92》	《1.77》	《1.72》	《1.78》	《1.59》	《1.73》	《1.70》	《1.82》	《1.56》
(前年同月比 ポイント)	(0.01)	(▲0.08)	(0.53)	(0.21)	(0.16)	(0.07)	(0.29)	(▲0.01)	(0.32)	(0.06)	(0.09)	(▲0.02)
うち常用	1.36	1.41	1.79	1.65	1.52	1.81	1.48	1.50	1.43	1.52	1.44	1.48
《前月》	《1.43》	《1.43》	《1.60》	《1.79》	《1.59》	《1.78》	《1.54》	《1.55》	《1.38》	《1.57》	《1.56》	《1.52》
(前年同月比 ポイント)	(0.07)	(▲0.04)	(0.47)	(0.17)	(0.21)	(0.09)	(0.26)	(0.05)	(0.26)	(0.08)	(0.04)	(0.01)

*「うち常用」とはパート常用を含み、臨時・季節を除く。

③ 新規求人数の推移

1月の新規求人数は、前年同月比で1.1%増加した。うち常用は2.0%減少し、うちパートは6.1%増加した。

年月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
全 数 (前年同月比)	18,912 (17.5)	17,064 (8.6)	17,754 (5.7)	17,415 (12.2)	16,445 (23.1)	17,591 (8.4)	17,330 (10.9)	16,938 (17.5)	16,727 (4.6)	19,058 (6.8)	17,608 (14.0)	16,119 (▲3.9)	19,112 (1.1)
うち常用 (前年同月比)	10,217 (14.5)	9,284 (12.6)	9,467 (2.6)	10,128 (12.1)	9,292 (23.0)	9,416 (4.9)	10,098 (10.7)	9,562 (15.7)	9,179 (3.3)	10,515 (5.6)	9,905 (14.6)	8,938 (▲0.7)	10,011 (▲2.0)
うちパート (前年同月比)	7,254 (16.7)	6,592 (3.5)	7,077 (7.7)	6,344 (12.2)	6,214 (30.2)	7,017 (19.0)	6,166 (11.9)	6,189 (22.3)	6,468 (18.2)	6,935 (8.9)	6,595 (14.2)	6,126 (3.0)	7,693 (6.1)
常用のうち正社員 (前年同月比)	7,958 (14.2)	7,042 (12.0)	7,409 (2.2)	7,768 (8.0)	7,098 (16.9)	7,436 (3.2)	7,764 (8.8)	7,367 (12.8)	7,337 (1.6)	8,178 (6.1)	7,487 (11.2)	7,116 (▲2.4)	7,761 (▲2.5)
全数に占める 正社員の割合	42.1	41.3	41.7	44.6	43.2	42.3	44.8	43.5	43.9	42.9	42.5	44.1	40.6
正社員有効 求人倍率	1.18	1.15	1.11	1.11	1.11	1.14	1.17	1.18	1.19	1.23	1.28	1.33	1.26

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

④ 産業別新規求人状況

1月の産業別(大分類)の新規求人数は、前年同月比で、D「建設業」、E「製造業」、J「金融業・保険業」、O「教育・学習支援業」、R「サービス業(他に分類されないもの)」で前年同月を下回ったが、それ以外の産業は前年同月を上回った。

産 業 別	新規求人数 (人)	前月比 (%)	前年同月 比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)	前月比 (%)	前年同月 比 (%)
全 数	19,112 (7,693)	18.6 (25.6)	1.1 (6.1)	G 情報通信業	201 (45)	10.4 (25.0)	3.1 (4.7)
D 建設業	1,381 (73)	▲6.7 (▲11.0)	▲18.5 (▲30.5)	H 運輸業・郵便業	873 (234)	26.7 (64.8)	5.8 (23.2)
E 製造業	3,108 (775)	15.6 (13.8)	▲13.6 (▲11.4)	I 卸売業・小売業	2,044 (1,110)	▲1.7 (▲5.5)	8.4 (18.1)
09・10 食料品・飲料・ たばこ	597 (271)	12.9 (5.9)	▲10.9 (▲17.6)	J 金融業・保険業	70 (12)	1.4 (▲25.0)	▲13.6 (▲50.0)
14 パルプ・紙・紙加工	32 (12)	▲17.9 (0.0)	3.2 (50.0)	K 不動産・物品賃貸業	232 (133)	0.4 (60.2)	19.0 (38.5)
15 印刷関連	50 (17)	51.5 (112.5)	▲2.0 (▲15.0)	M 宿泊業・飲食 サービス業	1,192 (693)	▲7.4 (▲9.9)	16.1 (10.7)
18 プラスチック製品	163 (27)	18.1 (22.7)	3.2 (▲34.1)	76 飲食店	519 (342)	43.0 (44.3)	27.5 (24.4)
24 金属製品	264 (54)	13.8 (45.9)	▲24.4 (▲28.0)	N 生活関連サービス 業・娯楽業	834 (317)	53.9 (21.9)	25.8 (14.0)
25 はん用機械器具	189 (41)	2.2 (115.8)	▲32.0 (▲2.4)	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	378 (168)	76.6 (50.0)	28.1 (17.5)
26 生産用機械器具	252 (34)	▲16.0 (▲8.1)	▲24.6 (▲22.7)	O 教育・学習支援業	324 (233)	42.1 (91.0)	▲16.9 (▲1.7)
27 業務用機械器具	156 (38)	▲1.3 (11.8)	▲1.3 (2.7)	P 医療・福祉	3,158 (1,491)	18.7 (18.7)	6.8 (0.1)
28 電子部品・デバイ ス・電子回路	284 (82)	17.8 (26.2)	▲20.4 (34.4)	85 社会保険・社会 福祉・介護事業	2,139 (1,035)	26.9 (21.2)	6.8 (0.8)
29 電気機械器具	537 (93)	125.6 (20.8)	5.3 (5.7)	R サービス業(他に分 類されないもの)	3,304 (858)	33.2 (28.1)	▲1.7 (▲9.4)
30 情報通信機械器具	67 (20)	6.3 (5.3)	▲41.2 (81.8)	91 職業紹介・ 労働者派遣業	1,496 (133)	19.8 (14.7)	▲0.1 (▲19.4)
31 輸送用機械器具	174 (18)	▲4.4 (▲35.7)	▲25.6 (▲40.0)	その他の産業	2,391 (1,719)	59.2 (105.9)	17.1 (22.5)

()はパートで内数

注) 「その他の産業」には、A 農・林業、B 漁業、C 鉱業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、L 学術研究・専門技
術サービス業、Q 複合サービス事業、S 公務、T 分類不能の産業を含む。

⑤ 新規求職者の推移

1月の新規求職者数は前年同月比0.4%減少した。うち常用は、1.5%減少し、うちパートは1.6%増加した。

年月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
全数	7,635	7,227	7,934	9,147	7,351	6,774	5,845	6,264	6,449	6,500	5,972	5,833	7,603
(前年同月比)	(1.0)	(▲5.1)	(▲4.8)	(▲4.1)	(10.8)	(▲1.6)	(▲3.9)	(1.4)	(▲3.7)	(▲5.7)	(▲9.9)	(▲6.4)	(▲0.4)
うち常用	4,635	4,441	4,792	4,926	4,205	4,228	3,737	3,998	3,958	3,942	3,561	3,216	4,565
(前年同月比)	(2.6)	(▲1.9)	(▲4.3)	(▲3.9)	(11.4)	(▲0.1)	(▲2.8)	(1.4)	(▲4.7)	(▲4.5)	(▲7.8)	(▲7.2)	(▲1.5)
うちパート	2,745	2,743	3,072	4,113	3,098	2,513	2,097	2,257	2,478	2,537	2,206	1,897	2,789
(前年同月比)	(▲2.2)	(▲10.0)	(▲5.8)	(▲4.5)	(9.9)	(▲4.2)	(▲5.7)	(1.5)	(▲1.6)	(▲7.3)	(▲11.7)	(▲5.9)	(1.6)

※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

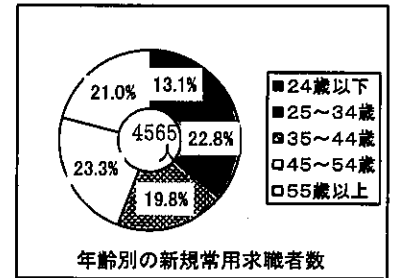
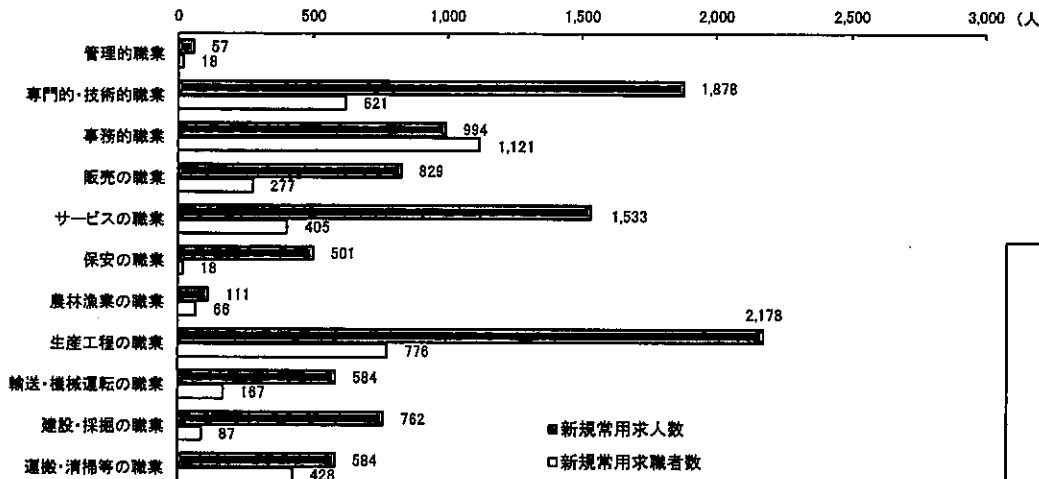
1月の新規常用求職者の状況を態様別にみると、前年同月比で在職者は5.3%の減少、離職者は3.5%の増加、無業者は14.0%の減少となった。離職者のうち、事業主都合は12.4%の減少となった。

年月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
常用求職者	4,635	4,441	4,792	4,926	4,205	4,228	3,737	3,998	3,958	3,942	3,561	3,216	4,565
(前年同月比)	(2.6)	(▲1.9)	(▲4.3)	(▲3.9)	(11.4)	(▲0.1)	(▲2.8)	(1.4)	(▲4.7)	(▲4.5)	(▲7.8)	(▲7.2)	(▲1.5)
在職者	2,138	2,230	2,138	1,574	1,580	1,830	1,630	1,679	1,682	1,574	1,523	1,365	2,024
(前年同月比)	(15.4)	(4.2)	(1.8)	(0.7)	(14.3)	(6.1)	(5.1)	(1.2)	(▲7.7)	(▲5.8)	(▲7.4)	(▲12.7)	(▲5.3)
離職者	2,254	1,982	2,286	3,009	2,330	2,120	1,897	2,085	2,032	2,130	1,858	1,683	2,332
(前年同月比)	(▲6.8)	(▲7.4)	(▲9.5)	(▲7.3)	(8.4)	(▲6.9)	(▲8.6)	(0.4)	(▲4.5)	(▲1.8)	(▲7.1)	(▲2.9)	(3.5)
定年	74	76	80	204	86	77	71	60	64	69	47	66	62
(前年同月比)	(▲7.5)	(▲7.3)	(▲21.6)	(▲4.7)	(▲10.4)	(▲19.8)	(▲1.4)	(1.7)	(▲22.9)	(▲6.8)	(▲26.6)	(4.8)	(▲16.2)
事業主 都合	492	357	435	752	438	370	377	378	360	358	354	395	431
(前年同月比)	(▲21.3)	(▲29.3)	(▲25.6)	(▲18.4)	(▲7.0)	(▲26.9)	(▲22.3)	(▲4.8)	(▲6.5)	(▲28.0)	(▲15.9)	(▲5.7)	(▲12.4)
自己都合	1,629	1,489	1,716	2,002	1,755	1,607	1,399	1,593	1,559	1,651	1,412	1,186	1,773
(前年同月比)	(▲1.6)	(0.5)	(▲2.2)	(▲2.9)	(14.9)	(▲0.5)	(▲3.9)	(1.1)	(▲2.6)	(7.2)	(▲2.4)	(▲1.9)	(8.8)
無業者	243	229	368	343	295	278	210	234	244	238	180	168	209
(前年同月比)	(▲1.2)	(▲6.1)	(▲3.9)	(8.2)	(21.9)	(19.8)	(▲4.1)	(13.0)	(19.6)	(▲17.9)	(▲18.2)	(▲1.2)	(▲14.0)

※ 離職者は、「前職雇用者」と「前職自営、その他」(表中では省略)に分けられる。
 「前職雇用者」は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。
 このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。
 ※ 無業者とは、家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別の新規常用求人・求職、年齢別の新規常用求職の状況

1月の新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、「事務的職業」で求職者数が求人数を上回ったが、それ以外の職業では、求人数が求職者数を上回った。



※パートタイムを除く常用

令和4年3月までの旧職業分類表示による

⑧ 月間有効求人・求職(実数値)の推移

1月の月間有効求人数は前年同月比で3.8%増加し、月間有効求職者数は3.7%減少した。

年月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月
月間有効求人数	48,616	49,870	50,289	48,451	48,531	49,411	49,104	49,618	49,235	50,662	51,378	50,179	50,478
(前年同月比)	(15.2)	(14.5)	(11.8)	(12.9)	(17.1)	(16.7)	(15.3)	(14.4)	(12.3)	(10.2)	(10.1)	(5.9)	(3.8)
月間有効求職者数	31,925	32,778	33,812	34,411	34,555	33,565	31,923	31,590	31,430	31,211	30,539	29,513	30,740
(前年同月比)	(▲3.8)	(▲3.6)	(▲4.0)	(▲3.7)	(▲0.5)	(▲0.2)	(▲0.2)	(▲0.2)	(▲0.7)	(▲2.9)	(▲4.6)	(▲5.6)	(▲3.7)

※ パートタイム、臨時・季節を含む全数

2 就職の状況

1月の就職件数は、前年同月比で11.8%減少した。うち常用は14.0%減少し、うちパートは10.0%減少した。

年月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月
全数	2,021	2,398	3,749	2,505	2,577	2,620	2,231	2,084	2,340	2,142	2,115	1,871	1,783
(前年同月比)	(3.2)	(▲5.2)	(▲5.4)	(▲10.2)	(3.1)	(▲1.9)	(▲5.6)	(▲2.6)	(▲2.7)	(▲11.9)	(▲10.2)	(▲11.1)	(▲11.8)
うち常用	1,083	1,224	1,759	1,178	1,258	1,273	1,175	1,152	1,242	1,113	1,103	948	931
(前年同月比)	(8.2)	(▲1.1)	(▲1.7)	(▲12.4)	(7.3)	(▲0.4)	(1.6)	(2.5)	(▲1.6)	(▲13.6)	(▲7.2)	(▲9.8)	(▲14.0)
うちパート	880	1,094	1,903	1,250	1,252	1,288	997	863	1,043	954	941	856	792
(前年同月比)	(0.7)	(▲10.3)	(▲8.5)	(▲9.7)	(▲0.1)	(▲2.9)	(▲12.4)	(▲10.3)	(▲1.0)	(▲10.2)	(▲13.4)	(▲12.0)	(▲10.0)

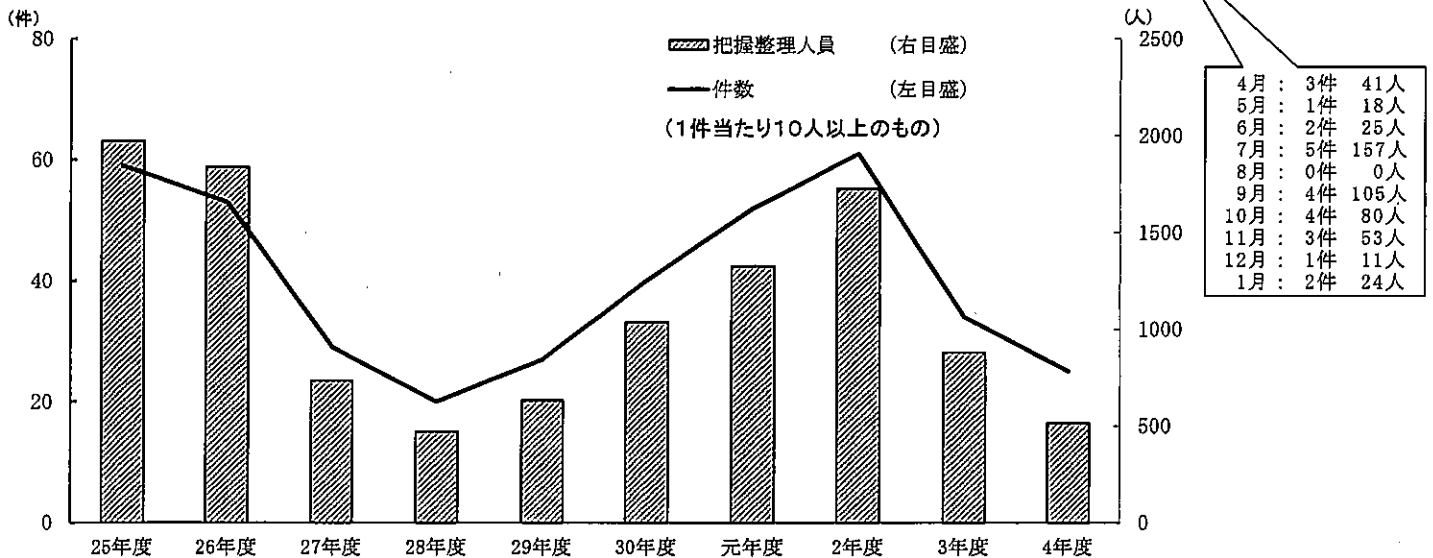
※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

3 人員整理の把握状況

1月中に把握した1件あたり10人以上の人員整理は、2件24人であった。
事業主都合による離職は362人で、前年同月を41.4%上回った。

①10人以上の人員整理把握状況の年度別推移

年度別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	前年同期
件数	59	53	29	20	27	40	52	61	34	25	23
整理人数	1,971	1,837	734	470	632	1,037	1,326	1,725	880	514	620



② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険の被保険者資格喪失データ)

年月	雇用保険の被保険者資格喪失データ												5年1月
	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
人数	256	295	233	664	248	223	306	244	190	338	286	174	362
(前年同月比)	(▲50.9)	(▲4.5)	(▲47.3)	(▲33.4)	(5.1)	(▲26.6)	(▲13.8)	(39.4)	(▲7.3)	(4.0)	(7.5)	(▲31.8)	(41.4)

※ 特例被保険者(季節)を除く

(参考) 雇用保険の適用事業所・被保険者・失業等給付受給者の状況

適用事業所数は、前年同月を0.4%上回った。被保険者数は638,947人で、前年同月を0.3%上回った。失業等給付(基本手当)の受給者は6,118人で、前年同月を2.2%下回った。

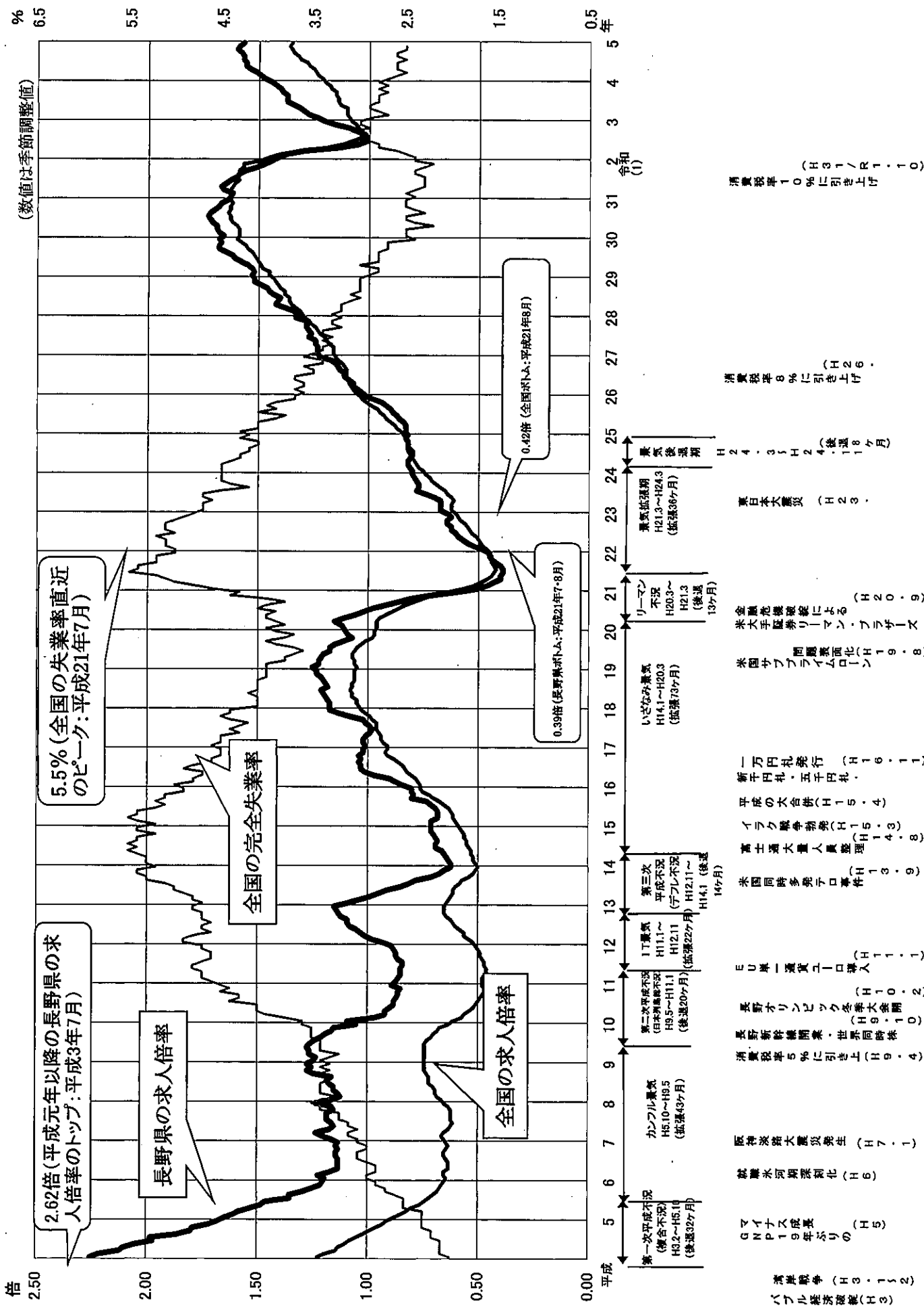
年月	雇用保険の適用事業所・被保険者・失業等給付受給者の状況												5年1月
	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
事業所月末現在数	37,964	38,032	38,027	38,024	38,058	38,117	38,158	38,195	37,898	37,956	38,049	38,074	38,109
(前年同月比)	(0.6)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.4)
資格取得数	5,769	5,463	7,087	14,546	17,194	9,803	7,126	5,984	6,626	7,288	6,339	5,976	5,894
資格喪失数	8,161	5,870	7,574	17,816	7,719	6,915	7,175	6,813	6,870	8,440	6,858	6,890	8,238
被保険者月末現在数	636,966	636,317	635,822	632,643	641,782	644,703	644,694	644,116	643,834	642,683	642,175	641,200	638,947
(前年同月比)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(▲0.5)	(0.0)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
基本手当受給者実人員数	6,256	5,952	5,998	5,591	6,423	6,949	7,160	7,386	7,025	6,503	6,210	6,058	6,118
(前年同月比)	(▲16.6)	(▲15.6)	(▲15.4)	(▲17.5)	(▲8.1)	(▲9.6)	(▲8.1)	(▲4.6)	(▲3.7)	(▲7.3)	(▲8.3)	(▲8.0)	(▲2.2)

次回発表日 令和5年3月31日(金)

※次回記者会見 令和5年3月30日(木)午前10:00~

有効求人倍率・完全失業率の推移(令和5年1月分まで)

(長野労働局職業安定部)



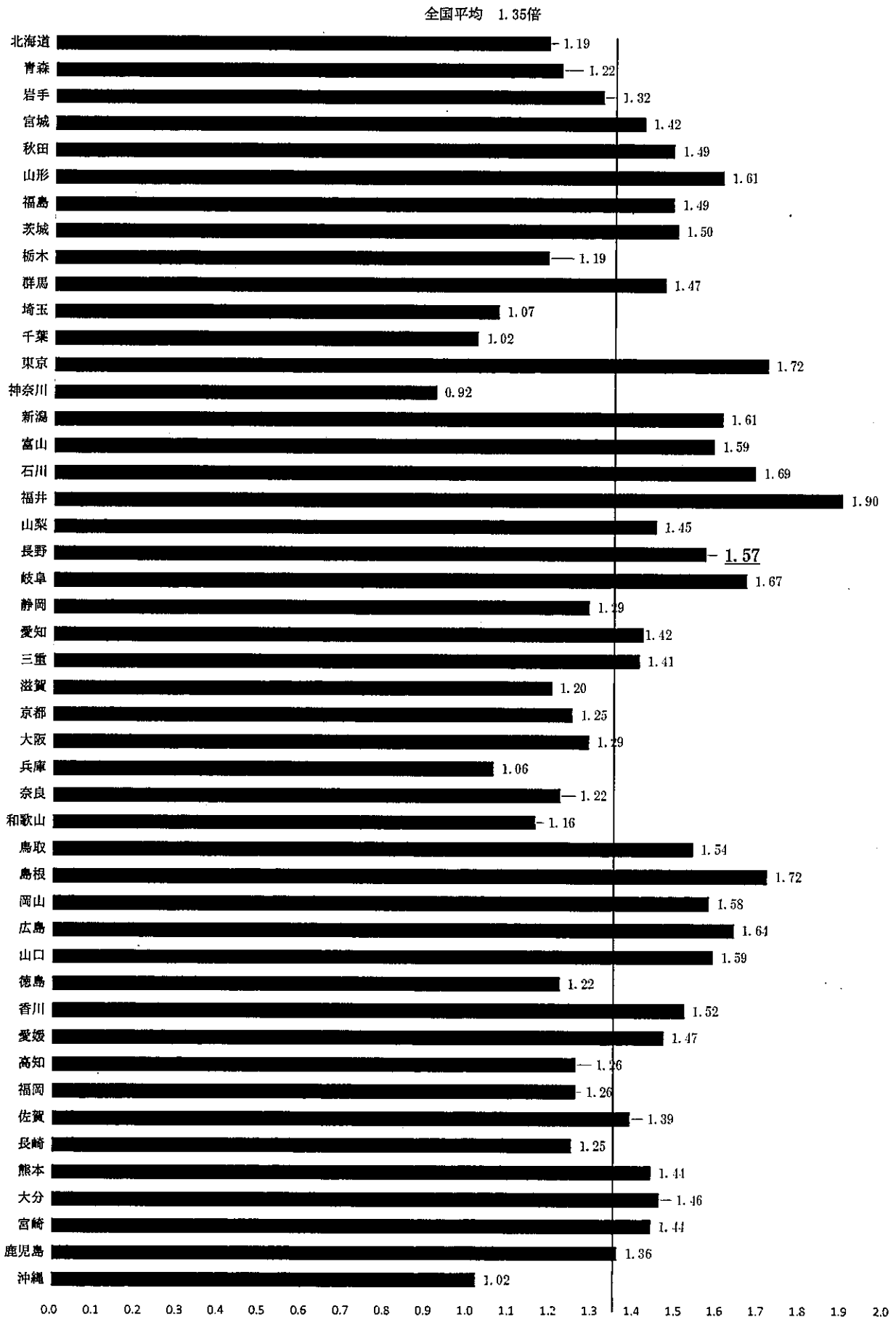
有効求人倍率・完全失業率の推移(令和5年1月分まで)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	年度平均	景気の状態	トピックス	
平成元年 (1989)	1.97 1.15 2.3	1.98 1.17 2.3	2.04 1.17 2.4	2.09 1.19 2.4	2.07 1.25 2.3	2.12 1.27 2.2	2.05 1.30 2.2	2.13 1.29 2.2	2.19 1.30 2.2	2.23 1.31 2.2	2.25 1.33 2.2	2.25 1.33 2.1	2.11 1.25 2.3	2.19 1.30 2.2	バブル景気	消費税率4月	
平成2年 (1990)	2.26 1.33 2.2	2.34 1.36 2.2	2.26 1.36 2.0	2.31 1.35 2.1	2.36 1.39 2.1	2.37 1.42 2.2	2.44 1.46 2.1	2.46 1.44 2.0	2.48 1.44 2.1	2.60 1.44 2.2	2.57 1.45 2.0	2.43 1.44 2.0	2.40 1.40 2.1	2.48 1.43 2.1	バブル景気	就職戦線、空前の超売り市場	
平成3年 (1991)	2.56 1.43 2.0	2.56 1.44 2.1	2.59 1.44 2.2	2.57 1.41 2.1	2.59 1.44 2.1	2.60 1.44 2.1	2.62 1.44 2.1	2.61 1.40 2.1	2.57 1.36 2.1	2.54 1.36 2.0	2.50 1.34 2.1	2.45 1.31 2.1	2.56 1.40 2.1	2.48 1.34 2.1	第一次平成不況 (H2)	バブル経済破綻 消費税率(1~2月)	
平成4年 (1992)	2.28 1.25 2.1	2.25 1.22 2.0	2.21 1.19 2.1	2.12 1.14 2.1	2.10 1.13 2.1	2.05 1.10 2.1	1.97 1.08 2.1	1.98 1.05 2.2	1.86 1.02 2.2	1.80 0.99 2.2	1.79 0.96 2.3	1.72 0.93 2.3	2.00 1.08 2.2	1.85 1.00 2.2			
平成5年 (1993)	1.68 0.91 2.3	1.65 0.88 2.3	1.61 0.85 2.3	1.68 0.82 2.5	1.53 0.80 2.5	1.48 0.78 2.5	1.46 0.74 2.5	1.35 0.72 2.5	1.35 0.70 2.6	1.29 0.68 2.7	1.25 0.67 2.7	1.21 0.68 2.8	1.45 0.76 2.5	1.34 0.71 2.6	カンブ景気(H5.10)	GNP15年ぶりのマイナス成長	
平成6年 (1994)	1.20 0.65 2.8	1.19 0.64 2.9	1.22 0.65 2.9	1.17 0.63 2.8	1.13 0.63 2.8	1.13 0.63 2.8	1.13 0.63 2.9	1.13 0.64 3.0	1.14 0.65 3.0	1.14 0.65 3.0	1.13 0.64 2.9	1.14 0.63 2.9	1.16 0.64 2.9	1.15 0.64 2.9		就職氷河期深刻化	
平成7年 (1995)	1.13 0.64 3.0	1.16 0.65 3.0	1.20 0.66 3.1	1.23 0.65 3.1	1.17 0.63 3.0	1.15 0.62 3.1	1.16 0.61 3.1	1.18 0.62 3.2	1.18 0.62 3.2	1.18 0.62 3.2	1.15 0.62 3.4	1.16 0.63 3.4	1.17 0.63 3.2	1.18 0.63 3.2		阪神淡路大震災発生(1月)	
平成8年 (1996)	1.23 0.65 3.5	1.16 0.65 3.4	1.12 0.66 3.2	1.13 0.69 3.4	1.15 0.69 3.4	1.15 0.70 3.4	1.17 0.72 3.4	1.18 0.72 3.3	1.16 0.72 3.3	1.24 0.73 3.4	1.27 0.74 3.4	1.25 0.74 3.4	1.19 0.70 3.4	1.21 0.72 3.3			
平成9年 (1997)	1.27 0.74 3.3	1.24 0.74 3.4	1.23 0.74 3.3	1.26 0.74 3.2	1.26 0.74 3.4	1.27 0.74 3.4	1.26 0.74 3.4	1.24 0.73 3.4	1.21 0.71 3.5	1.19 0.70 3.5	1.16 0.68 3.5	1.15 0.67 3.5	1.23 0.69 3.4	1.17 0.69 3.5	第二次平成不況 (H8.5)	消費税率5%に引上げ(4月) 長野幹線開業(10月) 世界同時株安(10月)	
平成10年 (1998)	1.05 0.63 3.6	1.09 0.61 3.6	0.97 0.57 3.8	0.92 0.56 4.0	0.92 0.54 4.1	0.90 0.52 4.1	0.88 0.51 4.1	0.88 0.50 4.4	0.87 0.49 4.3	0.86 0.48 4.3	0.85 0.47 4.5	0.85 0.44 4.4	0.88 0.53 4.1	0.88 0.50 4.1		長野オリンピックをきっかけに 就職氷河期(2月)	
平成11年 (1999)	0.89 0.48 4.5	0.87 0.48 4.6	0.86 0.48 4.7	0.85 0.47 4.7	0.85 0.46 4.7	0.85 0.46 4.8	0.84 0.47 4.8	0.84 0.47 4.7	0.86 0.48 4.6	0.87 0.49 4.6	0.87 0.49 4.7	0.88 0.50 4.7	0.86 0.48 4.7	0.88 0.49 4.7	IT景気(H11.1)	EU単一通貨ユーロ導入 (1月)	
平成12年 (2000)	0.89 0.51 4.7	0.93 0.52 4.9	0.98 0.54 4.9	1.01 0.56 4.8	1.03 0.58 4.6	1.05 0.58 4.7	1.08 0.60 4.7	1.09 0.61 4.6	1.09 0.62 4.7	1.12 0.64 4.7	1.13 0.65 4.8	1.14 0.65 4.8	1.04 0.59 4.7	1.08 0.62 4.7	第三次平成不況 (H12.11)		
平成13年 (2001)	1.15 0.65 4.8	1.09 0.64 4.7	1.04 0.63 4.8	0.99 0.62 4.8	0.95 0.61 4.9	0.91 0.61 5.0	0.85 0.60 5.0	0.81 0.59 5.1	0.78 0.57 5.3	0.71 0.54 5.3	0.67 0.52 5.4	0.65 0.51 5.4	0.87 0.59 5.0	0.76 0.56 5.2		米国同時多発テロ事件(9月)	
平成14年 (2002)	0.82 0.50 5.2	0.82 0.51 5.3	0.83 0.52 5.3	0.84 0.52 5.4	0.85 0.53 5.4	0.86 0.53 5.5	0.89 0.54 5.5	0.89 0.55 5.4	0.88 0.55 5.4	0.87 0.56 5.4	0.86 0.56 5.2	0.85 0.54 5.4	0.86 0.56 5.4	0.89 0.56 5.4	いざなぎ景気 (H14.1)	富士通大量人員整理(8月)	
平成15年 (2003)	0.71 0.58 5.4	0.71 0.59 5.2	0.71 0.60 5.4	0.68 0.61 5.5	0.68 0.61 5.4	0.68 0.62 5.2	0.69 0.63 5.1	0.69 0.65 5.2	0.71 0.67 5.1	0.73 0.70 5.1	0.80 0.72 5.1	0.79 0.75 4.9	0.80 0.64 5.3	0.72 0.69 5.1		イラク戦争勃発(3月) 平成の大合併(4月)	
平成16年 (2004)	0.80 0.76 4.9	0.84 0.76 5.0	0.87 0.77 4.8	0.90 0.78 4.8	0.97 0.80 4.7	1.01 0.82 4.7	1.03 0.83 4.9	1.03 0.84 4.8	1.04 0.86 4.6	1.03 0.86 4.6	1.04 0.88 4.5	1.02 0.91 4.5	0.96 0.83 4.7	1.01 0.86 4.6		新千円札、五千円札、一万円 札発行(11月)	
平成17年 (2005)	1.02 0.91 4.5	1.01 0.91 4.6	1.02 0.93 4.5	1.02 0.94 4.5	1.01 0.95 4.3	0.99 0.96 4.4	0.98 0.98 4.3	0.99 0.98 4.2	1.01 0.98 4.4	1.02 0.98 4.4	1.08 0.99 4.5	1.13 1.01 4.4	1.02 0.95 4.4	1.08 0.98 4.4			
平成18年 (2006)	1.17 1.03 4.4	1.17 1.04 4.1	1.17 1.05 4.1	1.18 1.05 4.1	1.19 1.07 4.2	1.20 1.07 4.1	1.21 1.08 4.1	1.18 1.07 4.1	1.19 1.08 4.1	1.20 1.08 4.1	1.21 1.08 4.0	1.23 1.08 4.0	1.19 1.07 4.1	1.21 1.06 4.1			
平成19年 (2007)	1.23 1.06 4.0	1.25 1.05 4.0	1.22 1.05 4.0	1.22 1.07 3.8	1.21 1.07 3.8	1.20 1.06 3.7	1.17 1.05 3.7	1.17 1.05 3.9	1.15 1.03 4.0	1.11 1.01 3.8	1.07 0.98 3.7	1.09 0.98 3.7	1.18 1.04 3.9	1.14 1.02 3.8		米国サブプライムローン問題表面 化(8月)	
平成20年 (2008)	1.10 0.97 3.9	1.11 0.96 4.0	1.12 0.96 3.8	1.15 0.96 4.0	1.16 0.95 4.0	1.11 0.92 3.9	1.06 0.89 4.1	1.02 0.86 4.0	0.98 0.83 3.8	0.92 0.79 4.0	0.86 0.75 4.0	0.81 0.71 4.4	0.99 0.88 4.0	0.72 0.77 4.1	リーマン不況 (H20.3)	米大手証券大手「ブラザーズ」 破綻による金融危機(9月)	
平成21年 (2009)	0.60 0.64 4.3	0.51 0.57 4.6	0.46 0.52 4.8	0.43 0.49 5.0	0.40 0.46 5.1	0.39 0.44 5.2	0.39 0.43 5.5	0.39 0.42 5.4	0.40 0.43 5.4	0.42 0.44 5.2	0.44 0.44 5.2	0.45 0.44 5.2	0.44 0.47 5.1	0.43 0.47 5.2	景気拡張期 (H21.3)		
平成22年 (2010)	0.45 0.45 5.0	0.48 0.46 5.0	0.52 0.48 5.1	0.55 0.49 5.1	0.57 0.50 5.1	0.59 0.51 5.2	0.60 0.53 5.0	0.62 0.54 5.1	0.62 0.55 5.1	0.64 0.56 5.1	0.64 0.58 5.0	0.62 0.59 4.9	0.57 0.52 5.1	0.62 0.56 5.0			
平成23年 (2011)	0.64 0.60 4.8	0.67 0.62 4.7	0.67 0.62 4.7	0.67 0.62 4.6	0.67 0.61 4.7	0.70 0.62 4.7	0.74 0.64 4.5	0.78 0.65 4.2	0.77 0.67 4.4	0.77 0.69 4.4	0.78 0.71 4.5	0.79 0.72 4.5	0.72 0.65 4.5	0.75 0.68 4.5		東日本大震災(3月)	
平成24年 (2012)	0.80 0.74 4.5	0.80 0.75 4.5	0.81 0.77 4.5	0.82 0.78 4.4	0.82 0.78 4.3	0.81 0.80 4.3	0.80 0.81 4.2	0.80 0.82 4.2	0.82 0.81 4.1	0.82 0.82 4.1	0.82 0.82 4.1	0.83 0.83 4.3	0.81 0.80 4.3	0.82 0.83 4.3	景気後退期 (H24.3)		
平成25年 (2013)	0.82 0.84 4.2	0.83 0.85 4.3	0.83 0.87 4.1	0.83 0.88 4.1	0.84 0.90 3.9	0.84 0.92 3.8	0.87 0.93 4.1	0.89 0.95 4.1	0.90 0.96 3.9	0.92 0.99 4.0	0.94 1.01 3.9	0.98 1.03 3.7	0.87 0.89 4.0	0.98 0.97 3.9			
平成26年 (2014)	1.01 1.04 3.7	1.03 1.06 3.6	1.05 1.07 3.7	1.07 1.08 3.6	1.07 1.09 3.6	1.09 1.09 3.7	1.11 1.10 3.5	1.11 1.10 3.5	1.13 1.10 3.5	1.14 1.11 3.6	1.14 1.12 3.4	1.15 1.14 3.4	1.09 1.09 3.6	1.17 1.11 3.5		消費税率8%に引き上げ (4月)	
平成27年 (2015)	1.22 1.15 3.6	1.23 1.16 3.5	1.23 1.16 3.4	1.23 1.16 3.4	1.24 1.18 3.3	1.24 1.19 3.4	1.27 1.20 3.3	1.26 1.22 3.4	1.27 1.23 3.4	1.28 1.24 3.2	1.28 1.26 3.3	1.28 1.27 3.3	1.25 1.20 3.3	1.28 1.23 3.3			
平成28年 (2016)	1.33 1.29 3.2	1.32 1.30 3.3	1.34 1.31 3.2	1.38 1.33 3.2	1.42 1.35 3.2	1.41 1.36 3.1	1.40 1.36 3.0	1.43 1.38 3.1	1.45 1.38 3.0	1.46 1.40 3.0	1.49 1.41 3.0	1.52 1.41 3.0	1.41 1.36 3.1	1.46 1.39 3.0			
平成29年 (2017)	1.52 1.43 3.0	1.53 1.45 2.9	1.52 1.45 2.8	1.53 1.48 2.8	1.55 1.49 3.0	1.58 1.50 2.8	1.61 1.51 2.8	1.62 1.52 2.8	1.65 1.53 2.7	1.68 1.55 2.7	1.68 1.56 2.7	1.67 1.58 2.7	1.60 1.50 2.8	1.63 1.54 2.7			
平成30年 (2018)	1.68 1.60 2.4	1.66 1.59 2.5	1.68 1.59 2.5	1.69 1.59 2.2	1.69 1.60 2.2	1.71 1.62 2.4	1.72 1.63 2.5	1.73 1.63 2.5	1.72 1.64 2.3	1.70 1.63 2.4	1.68 1.63 2.5	1.67 1.62 2.5	1.69 1.61 2.4	1.68 1.62 2.4			
令和元年 (平成31年) (2019)	1.64 1.63 2.5	1.63 1.63 2.4	1.62 1.63 2.5	1.66 1.63 2.3	1.67 1.62 2.3	1.65 1.61 2.3	1.63 1.59 2.3	1.60 1.59 2.3	1.59 1.57 2.4	1.56 1.57 2.4	1.56 1.57 2.2	1.47 1.57 2.2	1.60 1.57 2.2	1.55 1.60 2.3		消費税率10%に引き上げ (10月)	
令和2年 (2020)	1.44 1.49 2.4	1.41 1.45 2.4	1.37 1.40 2.5	1.29 1.31 2.6	1.13 1.18 2.8	1.05 1.12 2.8	1.01 1.08 2.9	1.01 1.04 3.0	1.02 1.04 3.0	1.05 1.04 3.1	1.09 1.05 2.9	1.15 1.06 3.0	1.16 1.18 3.0	1.12 1.10 2.9			
令和3年 (2021)	1.20 1.08 3.0	1.23 1.09 2.9	1.27 1.10 2.7	1.29 1.10 2.8	1.31 1.10 2.9	1.34 1.13 2.9	1.37 1.14 2.8	1.37 1.14 2.8	1.37 1.15 2.8	1.39 1.15 2.7	1.39 1.17 2.8	1.40 1.17 2.7	1.42 1.18 2.8	1.33 1.13 2.8			
令和4年 (2022)	1.44 1.20 2.8	1.47 1.21 2.7	1.49 1.23 2.6	1.51 1.24 2.5	1.54 1.25 2.6	1.56 1.25 2.6	1.56 1.27 2.6	1.57 1.28 2.5	1.57 1.31 2.6	1.57 1.32 2.6	1.58 1.34 2.5	1.60 1.35 2.5	1.59 1.36 2.5	1.54 1.28 2.6			
令和5年 (2023)	1.57 1.35																

(注) 1. 上段:長野県有効求人倍率(倍)、中段:全国有効求人倍率(倍)、下段:完全失業率(%)
 2. 月別の数値は季節調整値であり、年・年度平均は実数である。
 3. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は
 新季節指数により改定されている。
 4. 完全失業率については、令和5年1月31日公表分を掲載している。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値

令和5年1月 全国平均1.35 [原数値1.44倍]



(注)季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

令和4年度 ハロワーワークのマッチング機能の総合評価における主要指標の進捗状況

長野労働局

1.就職件数(一般)

ハロワーワーク	4/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	358	346	370	290	318	253	290	250	282	233			2,990	4,037	74.1
松本	522	515	541	412	375	444	393	413	346	358			4,317	5,550	77.8
上田	240	268	247	236	234	253	217	225	168	183			2,271	3,043	74.6
飯田	191	208	237	195	202	213	171	181	163	156			1,917	2,677	71.6
伊那	233	230	217	196	204	206	219	199	146	154			2,004	2,792	71.8
篠ノ井	199	200	222	191	172	200	176	171	171	145			1,847	2,609	70.8
飯山	119	112	91	84	109	83	84	83	68	64			907	1,395	65.0
木曾福島	16	16	16	17	20	24	19	20	17	16			181	288	62.8
佐久	237	249	261	252	175	212	207	207	193	178			2,171	3,007	72.2
大町	62	60	75	55	59	56	50	62	49	53			581	858	67.7
須坂	89	143	109	89	91	85	103	80	70	64			923	1,261	73.2
諏訪	238	227	232	213	215	217	201	223	198	178			2,140	3,137	68.2
労働局全体	2,504	2,574	2,618	2,230	2,083	2,337	2,140	2,114	1,869	1,780			22,249	30,654	72.6

2.充足件数(一般)

ハロワーワーク	4/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	405	373	392	335	280	381	310	308	319	305			3,408	4,656	73.2
松本	487	490	536	421	374	412	371	389	337	344			4,161	5,374	77.4
上田	258	255	245	238	223	246	237	211	160	184			2,255	2,904	77.7
飯田	181	206	213	191	188	194	189	179	150	156			1,827	2,441	74.8
伊那	219	218	195	184	186	203	203	174	141	141			1,864	2,610	71.4
篠ノ井	257	258	252	216	199	219	184	182	186	146			2,099	2,710	77.5
飯山	103	100	81	62	80	85	82	79	63	61			786	1,128	70.6
木曾福島	14	16	12	16	18	26	19	15	17	11			164	284	57.7
佐久	217	221	249	223	153	207	177	184	179	165			1,975	2,885	68.5
大町	51	55	70	37	48	47	43	47	48	42			486	700	69.4
須坂	82	119	108	88	71	92	86	76	64	50			836	1,139	73.4
諏訪	221	246	228	212	221	214	203	224	186	174			2,129	3,059	69.6
労働局全体	2,493	2,557	2,581	2,223	2,039	2,326	2,084	2,068	1,850	1,779			22,000	29,890	73.6

3.雇用保険受給者の早期再就職件数

ハロワーワーク	4/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	86	73	119	99	78	82	88	77	59				761	829	91.8
松本	86	161	156	133	123	110	109	116	142				1,136	1,359	83.6
上田	41	80	91	74	63	60	70	46	68				593	750	79.1
飯田	47	46	52	58	42	39	44	45	41				414	577	71.8
伊那	60	63	52	63	56	57	68	52	66				537	665	80.8
篠ノ井	30	53	40	62	56	61	61	64	47				474	566	83.7
飯山	25	26	27	33	21	21	29	24	31				237	270	87.8
木曾福島	5	10	8	9	8	7	12	6	7				72	83	114.3
佐久	50	75	77	75	60	53	56	47	57				550	649	84.7
大町	16	14	26	21	23	12	9	14	10				145	197	73.6
須坂	24	18	32	25	20	12	17	30	19				197	264	74.6
諏訪	24	67	54	65	58	60	59	63	58				508	640	79.4
労働局全体	484	686	734	717	608	574	622	584	605				5,624	6,829	82.4

企業の人材確保・定着に役立つ 3つの認定制度のご案内 (えるぼし・くるみん・ユースエール)

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業者の皆さまを支援する3つの認定制度を設けています。認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

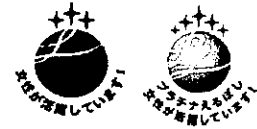
えるぼし認定制度

女性活躍推進

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業者行動計画の策定・届け出を行った事業者のうち、女性の活躍促進のため取り組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



女性活躍推進法特集ページ

検索

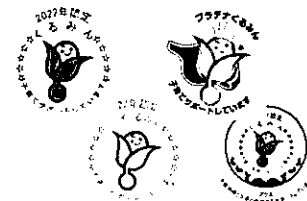
くるみん認定制度

子育てサポート

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業者行動計画の策定・届け出を行った事業者のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる
<https://kuruminjosei.jp/>
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



両立支援のひろば

検索

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークの使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



若者雇用促進総合サイト

検索

日本政策金融公庫の融資を受ける際 認定企業は、金利の引き下げ対象となります

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

資金使途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円（長期運転資金は2億5,000万円まで） 国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	基準利率からの引き下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、利率は金融情勢で変動します。詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

注1）融資の対象は、業種と企業規模で一定の要件があります。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。また、審査の結果、融資の希望に添えないことがあります。

注2）働き方改革推進支援資金の申し込みには、株式会社日本政策金融公庫への申請が必要です。詳細は、以下のURLを参照するか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html



認定企業は、公共調達で加点評価の対象となります

各府省が価格以外の要素を評価する調達※1で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（H28.3.22 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます※2。

内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分		総配点に占める割合（%） （評価の相対的な重要度等に応じ配点）※3			
			12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
		行動計画	2	2	1	1
	次世代法	プラチナくるみん	12	10	7	5
		くるみん（R4改正後）	8	7	5	3
		くるみん（R4改正前）	7	6	4	3
		トライくるみん	6	5	4	3
		くるみん（H29改正前）	5	4	3	2
若者法	ユースエール	9	8	5	4	

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※3 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。

<お問い合わせ>

●えるぼし認定制度・くるみん認定制度：都道府県労働局 ●ユースエール認定制度：都道府県労働局、ハローワーク

2022 (令和4) 年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女の賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA~Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A : 以下の8項目から1項目選択 + B : ⑨男女の賃金の差異 (必須) *新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C : 以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の1~8の8項目から1項目選択 + 9の項目 (必須) *新設		「職業生活と家庭生活との両立」 以下の7項目から1項目選択 *従来どおり	
①採用した労働者に占める女性労働者の割合	⑨男女の賃金の差異 (必須) *新設	①男女の平均継続勤務年数の差異	+
②男女別の採用における競争倍率		②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	
③労働者に占める女性労働者の割合		③男女別の育児休業取得率	
④係長級にある者に占める女性労働者の割合		④労働者の一月当たりの平均残業時間	
⑤管理職に占める女性労働者の割合		⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間	
⑥役員に占める女性の割合		⑥有給休暇取得率	
⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績		⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率	
⑧男女別の再雇用または中途採用の実績			

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合 (パーセント) で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※対象期間の付記は必須。労働時間を基に人員数を換算している事業主については、その旨の付記も必須

付記事項 (例)

- ・対象期間：●●事業年度 (●年●月●日~●年●月●日)
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

計算の前提とした重要事項を付記

(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

※労働時間を基に人員数を換算している事業主については、例えば以下のように記載すること。

- ・パート労働者については、正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

**自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう
「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます**

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、属性（勤続年数、役職等）が同じ男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- ・ 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を1時間当たりの額に換算する

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

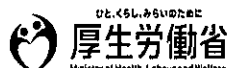


- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

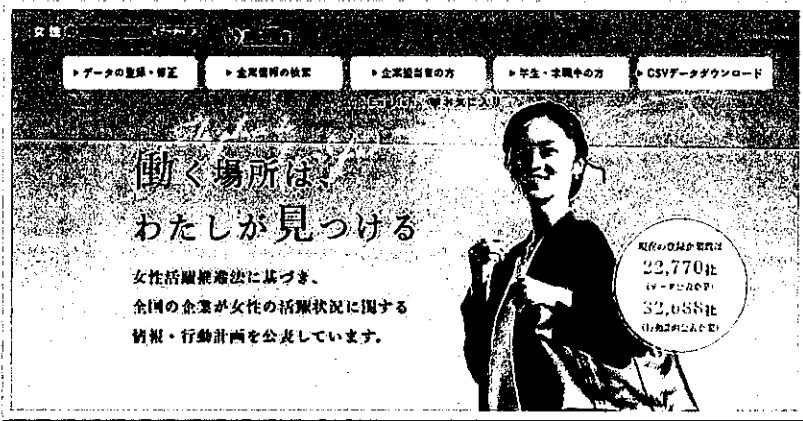
都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



女性の活躍推進企業 データベース

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう！



- ☑ 女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。
- ☑ 情報公表については年1回以上の更新が義務付けられています。
- ☑ 「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新の時期をメールでお知らせします。

! 2022年7月8日から、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となりました。

2022年4月1日から、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務となる事業主の範囲が、常用労働者数301人以上から101人以上に拡大されました。

新たに義務対象となる101人以上300人以下の事業主は、次の取組が義務づけられています。

- ① 数値目標(1つ以上)を定めた一般事業主行動計画の策定・社内周知、公表、都道府県労働局への届出
- ② 女性の活躍に関する情報の公表(1項目以上)

認定マーク

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。



ご利用企業の声

就職活動生から、このサイトを見て当社を選んだという声があった。



学生は公表情報を確認し他社と比較している。積極的な開示はプラスになる。



情報公表のためのお役立ちツール

- ◆ データベース入力操作マニュアル
初めて本サイトで情報公表をする方に向けて操作方法を解説しています。
- ◆ 入力準備シート
データ算出や社内稟議など、入力の事前準備にご活用ください。

詳細検索

- ◆ 同業他社の取組を知りたい。 → 業種から検索
- ◆ 地域の企業の女性活躍の状況を参考にしたい。 → 都道府県から検索
- ◆ えるぼし認定を取得している企業を知りたい。 → 企業認定等から検索

オープンデータダウンロード

女性の活躍推進企業データベースでは、企業自らが公表しているデータを、オープンデータとして公開しています。データは毎日更新されるため、最新のデータをCSV形式でダウンロードすることができます。



行動計画策定・公表のためのお役立ちツール

- ◆ 一般事業主行動計画の策定例
- ◆ 行動計画策定支援ツール 等

スマホ版

検索用にスマホ版もご活用ください。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※行動計画や情報の公表のお手続きはパソコンからお願いします。



女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報の公表

1 登録・修正の準備をする

- 新規登録の方**
基本情報を登録します。
- 登録済のメールアドレスが不明の方**
「お問合せ」をクリックし、事務局へお問い合わせください。
- 更新・修正の方**
本サイトに登録しているメールアドレスを入力し、確認ボタンをクリックします。⇒修正用URLがメールで送られます。

2 「女性の活躍推進企業データベース」に公表する

登録・公表の方法でお困りの方は

入力操作マニュアルを参照する

初めて登録、情報公表をする方に向けての操作方法を解説しています。

お問い合わせをする

前担当者が異動、退職した等、メールアドレスが不明の場合には、こちらのお問合せフォームに入力・送信してください。サイト管理者より修正用URL受取りに関するご連絡を差し上げます。

※サイトの登録・更新等に関するお問い合わせはこちらから
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/inquiries/edit>

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



令和4年4月1日~

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和



3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{※1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 ^{※2} で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 ^{※3}	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間	6時間 休	休	休 4時間		休	6時間 休

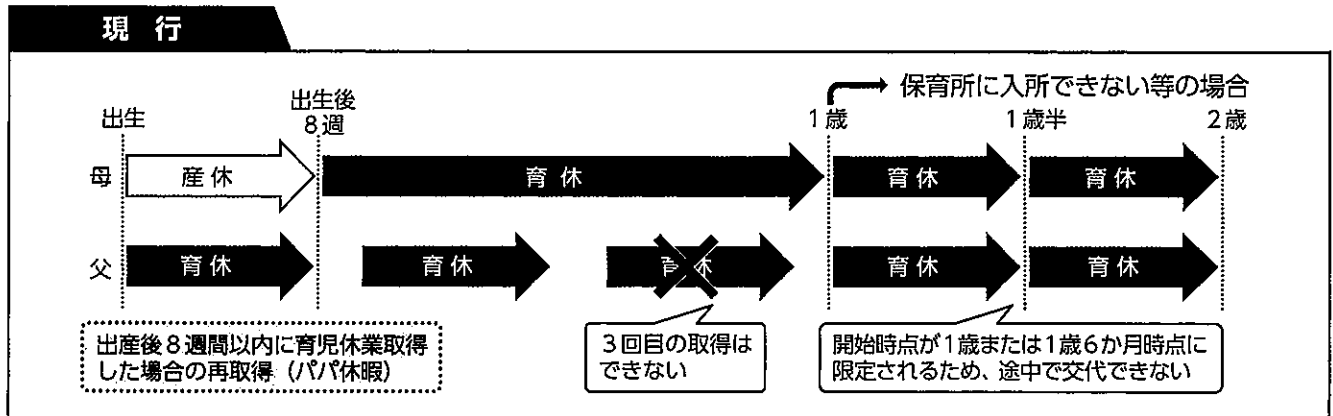
産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。
注: 上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>

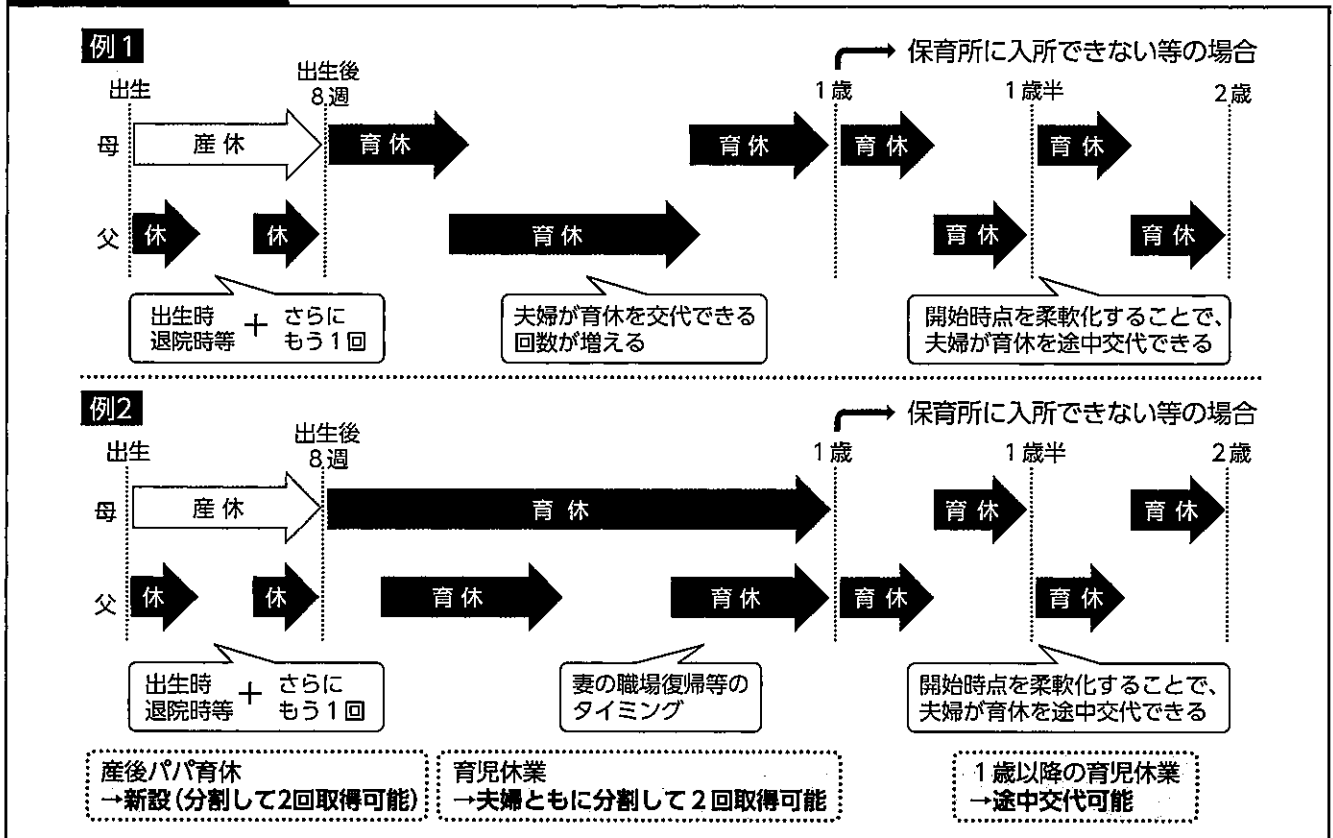


改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

●ハラスメントの典型例

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

①男性の育児休業取得促進セミナー <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



①

■両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業 <https://ikuji-kaigo.com/>

*令和4年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。



②

■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



③



④

■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度末予定)。

⑤両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



⑤

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

両立支援のひろば



登録企業 **10万社以上!**



「両立支援のひろば」は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表や育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表、仕事と家庭の両立に取り組む企業や働く人をサポートする情報を掲載するサイトです。

公表する (企業向け)



- ◆ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表
- ◆ プラチナくるみん認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表
- ◆ くるみん認定基準における育児休業取得率等の公表
- ◆ 育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表

検索する (企業・働く人・求職者向け)



- ◆ 企業の行動計画を参考にしたい。
- ◆ 仕事と育児、仕事と介護の両立の取組内容を知りたい。
- ◆ 「くるみん」「プラチナくるみん」などの認定企業を検索したい。
- ◆ 育児休業取得率の高い企業を探したい。

疑問解決

両立支援に取り組む企業の事例



- ◆ 企業の好事例について、きっかけや経緯も含めて詳しく知りたい。

お役立ち情報



こんなときは? Q&A集

事業主の方

- ◆ 育児・介護休業法の疑問
- ◆ くるみんマークの取得
- ◆ 両立支援に関する助成金等

働く方々


- ◆ 育児をしながら働くための制度
- ◆ 介護をしながら働くための制度等

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表

一般事業主行動計画とは？

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出るとともに、一般への公表、労働者への周知が義務付けられています。(100人以下の企業は努力義務)

I 登録・修正の準備をする



令和5年4月1日から、くるみ県労働局が「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業に行動計画の策定を義務付けました。新しい義務もスタートします！詳しくはこちらからご覧ください。

自社の行動計画・取組を策定・修正する
 企業に行動計画・取組を策定する
 企業に行動計画・取組を修正する

自社の行動計画・データ等を登録・修正する

新規登録

最初に、自社の情報か登録されているかチェックをお願いします。企業名を入力し、確認ボタンをクリックしてください。結果は新しいウィンドウに表示されます。

企業名を入力して登録情報にマッチしない場合は、下記新規登録ボタンよりご登録ください。

新規登録

登録メールアドレスが不明な場合、登録があるかどうか不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

修正

本サイトに登録済みのメールアドレスを入力し、確認ボタンをクリックしてください。修正・登録状況の確認を行うための専用URLをメールで送信します。

メールアドレスを入力

1つのメールアドレスで複数の企業を登録している方は、こちらで対応できます。

お問い合わせ

新規登録の方

基本情報を登録します。

登録済のメールアドレスが不明の方

「お問い合わせ」をクリックし、事務局へお問い合わせください。

更新・修正の方

本サイトに登録しているメールアドレスを入力し、確認ボタンをクリックします。→修正用URLがメールで送られます。

行動計画の策定の参考に！ 両立診断サイト

両立診断とは、企業における仕事と家庭の両立支援の取組状況を客観的に点検・評価するための両立指標に回答していただくことにより、自社の両立支援の取組の進展度合いの診断ができるプログラムです。両立診断結果に応じた行動計画を提案する機能も搭載しています。行動計画の策定にお役立てください。



II 「両立支援のひろば」に行動計画を公表する

更新・修正の方
メールの修正用URLをクリック

新規登録の方
基本情報の登録が完了

↓

「登録状況一覧」が開きます

登録状況一覧

貴社の現在の登録状況は以下の通りです。

「職場情報総合サイト（しょくばらほ）」への掲載を希望しない企業の方

「職場情報総合サイト」は、石川県労働局が運営する、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろばの3サイトに分かれて掲載されている企業の職場情報を収集・転載し、国の各種認定・取組制度の取組情報を掲載するものです。女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろばに掲載され、法人番号が入力されている企業の情報は、「職場情報総合サイト」に掲載されます。

「職場情報総合サイト」に掲載を希望しない場合は、下記リンク先の「当サイトに掲載を希望しない場合」をご覧ください。

「職場情報総合サイト」企業の方の活用方法

サイト登録状況

次世代法・女性活躍推進法一併型で一般事業主行動計画を策定・届出をした場合、「両立支援のひろば」と「女性の活躍推進企業データベース」の両方に公表してください。

両立支援のひろば

一般事業主行動計画公表サイト

新規登録する

自社の行動計画・取組の新規登録・修正

登録・修正したい内容を選択して「次のページへ」ボタンを押してください。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を新規登録・修正する
- 女性活躍推進法に基づく女性の活躍推進企業データベースに公表する (E-プッシュによる申し込み認定申請)
- 仕事と子育て両立支援企業データベースに新規登録・修正する (E-「トモニ」マーク活用申請)

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表は、「女性の活躍推進企業データベース」に限定しました。

☑ 受付メールの受取り

件名:【両立支援のひろば】新規申請または更新申請を受け付けました

サイト管理者による掲載の手続に2~5営業日かかります。

☑ 掲載完了メールの受取り

件名:【重要】【両立支援のひろば】に掲載しました

掲載完了メールを受け取ったら、公表が完了です。

育児・介護休業法に基づく育児休業取得状況の公表

2023年4月から、従業員1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。ぜひ、両立支援のひろばで公表してください。